

Ⅲ. 金地金の密輸入動向

1. 金地金の摘発実績

<金地金の摘発状況>

平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までの 1 年間における金地金密輸入事犯の摘発件数は 61 件（前年比 94%減）、金地金の押収量は約 319kg（前年比 84%減）と、摘発件数及び押収量ともに大幅に減少しました。ただし、令和元年 10 月の消費税率引き上げ後は、摘発件数に増加傾向が見られます。

過去 10 年間の金地金の摘発状況

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
摘発件数 (件)	15	17	18	12	119	465	811	1,347	1,086	61
押収量 (kg)	92	63	79	133	449	2,032	2,802	6,277	2,036	319

(注) 平成 30 年、令和元年の数値は速報値。

<金地金の密輸形態別の摘発状況>

平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までの 1 年間における金地金密輸入事犯の摘発件数 61 件のうち、航空機旅客によるものが 57 件となり、全体の約 9 割を占めました。また、仕出地別にみると、全てアジア地域からの密輸入であり、韓国からの摘発件数（21 件）が最も多く、全体の約 3 割を占めました。

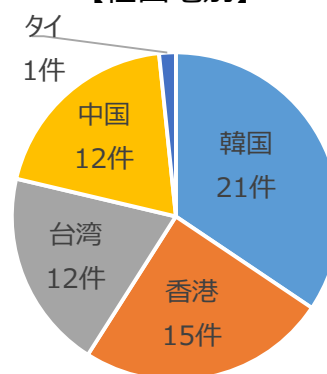
金地金の摘発状況（令和元年）
【密輸形態別】

密輸形態	摘発件数（件）	押収量（kg）
航空機旅客	57	161
航空貨物	2	132
船員等	2	26
合計	61	319

(注) 航空機旅客には航空機乗組員を含み、船員等には洋上取引、船舶旅客を含む。

航空貨物には、航空での別送品を含む。

【仕出地別】



<金地金の主な摘発事例>

[事例1] 航空機旅客による密輸入事犯（消費税率引き上げ後初）

令和元年10月、韓国から福岡空港に到着した韓国男性が使用する手荷物カート内に隠匿された金地金約9.5kgを摘発し、その後の調査により、同人を関税法違反で告発。
 (令和元年10月・門司税関)

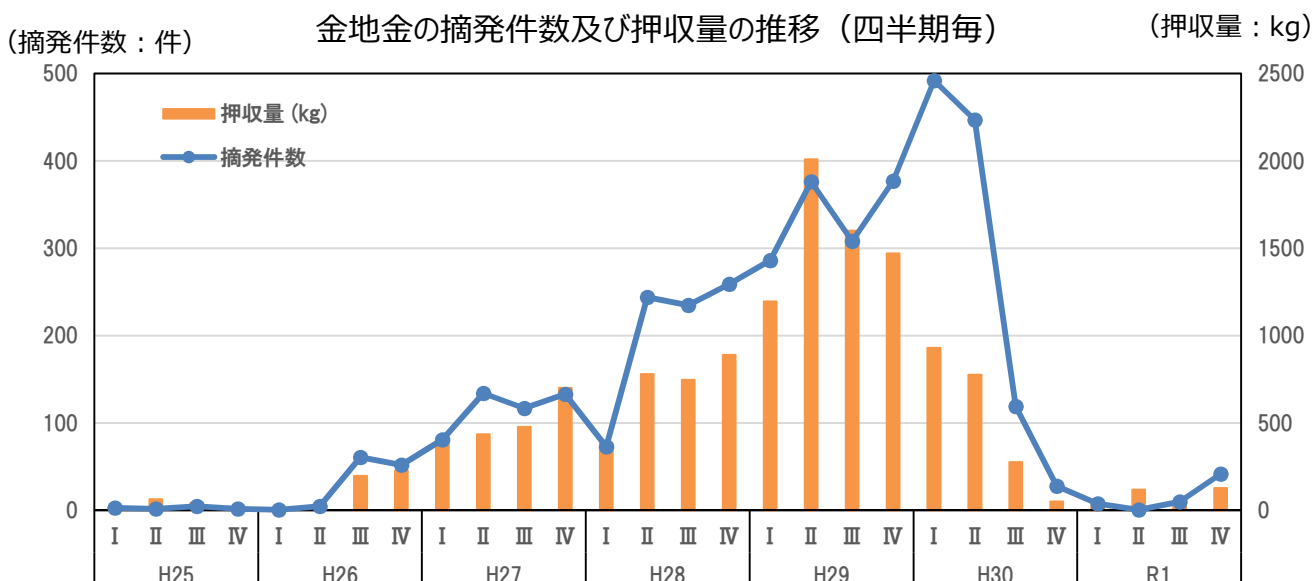


[事例2] 航空機旅客による密輸入事犯（未遂・既遂）

平成27年8月、マレーシアから台湾を経由して成田国際空港に到着した日本人女性の着用中ブラジャー内に隠匿された金地金計約4kg（未遂）、日本人男性2名がポケット付き半袖シャツに収納し、シリコンマットを被せて隠匿した金地金計約8kg（既遂）を摘発し、本件共犯者として日本人5名を特定し、計8名を関税法違反で告発。

また、その後の犯則調査により、同様の手口で同年6月に金地金計約20kg（既遂）を密輸入した事実を認め、日本人計9名を関税法違反で告発。

(令和元年12月・東京税関)



2. 金地金密輸入の仕組み

金地金の密輸入は、消費税を申告・納付せずに国内に持ち込んだ金地金を国内の金地金買取事業者に売却することによって、消費税額相当分を利益として獲得することを目的に行われていると考えられます。

例えば、本体価格 500 万円/kgの金地金 5 kg（2,500 万円）を輸入する場合、本来であれば輸入時に税関で 250 万円（2,500 万円×10%）の消費税を納付する必要があります。しかしながら、密輸入を企てる者は、その消費税の納付を行うことなく、金地金を国内に持ち込みます。そして密輸入した金地金を市中の金地金買取業者が消費税（250 万円）込みの価格で買い取ることによって、密輸入を企てる者は、この消費税相当分を利益として得ることとなります。

金地金の密輸入によって得られた利益については、国外に持ち出され、新たな金地金の購入資金に充てられているようです。そして、このような金地金の密輸入は、多くの場合、組織的に行われていると考えられます。

一方、金買取店が買い取った金地金は、その後は正規の流通経路に乗ることとなり、国内需要を上回る分は輸出され、国際的な金市場に還流していると考えられます。

このような仕組みで金地金の密輸入が行われているとすれば、密輸入を通じて得られた利益は、犯罪組織の資金源になっている可能性があると言えます。

金地金密輸入の仕組み（例）

